

[3]

国土交通大臣免許の申請等

本店が東京都にある場合

免許申請書（新規・更新・免許換え）、変更届出書は不動産課（③番窓口）へ持参し提出してください。

なお、申請書等の作成については、16ページから35ページまでを参考にしてください。

提出部数等は下記のとおりです。

■ 提出部数

- ・ 正 本 1部（身分証明書、登記されていないことの証明書、「取引士証」の写し、事務所案内図は正本にのみ1部添付、写真）
- ・ 副 本 1部（コピー可）
- ・ 申請者の控え 1部

■ 免許申請に要する費用

新規免許申請	登録免許税	9万円
免許換え申請	登録免許税	9万円
更新免許申請	手数料（収入印紙）	3万3千円

都庁内の郵便局の振込受付は、午後4時までとなります。

※ 登録免許税は、申請書類等確認後に最寄りの納税窓口にて納付していただきますので現金を御持参ください。

※ 更新免許手数料の収入印紙は、不動産課の「手数料収納機」では販売しておりません。

■ 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都住宅政策本部 民間住宅部不動産課 免許担当

（第二本庁舎 3階 ③番窓口）

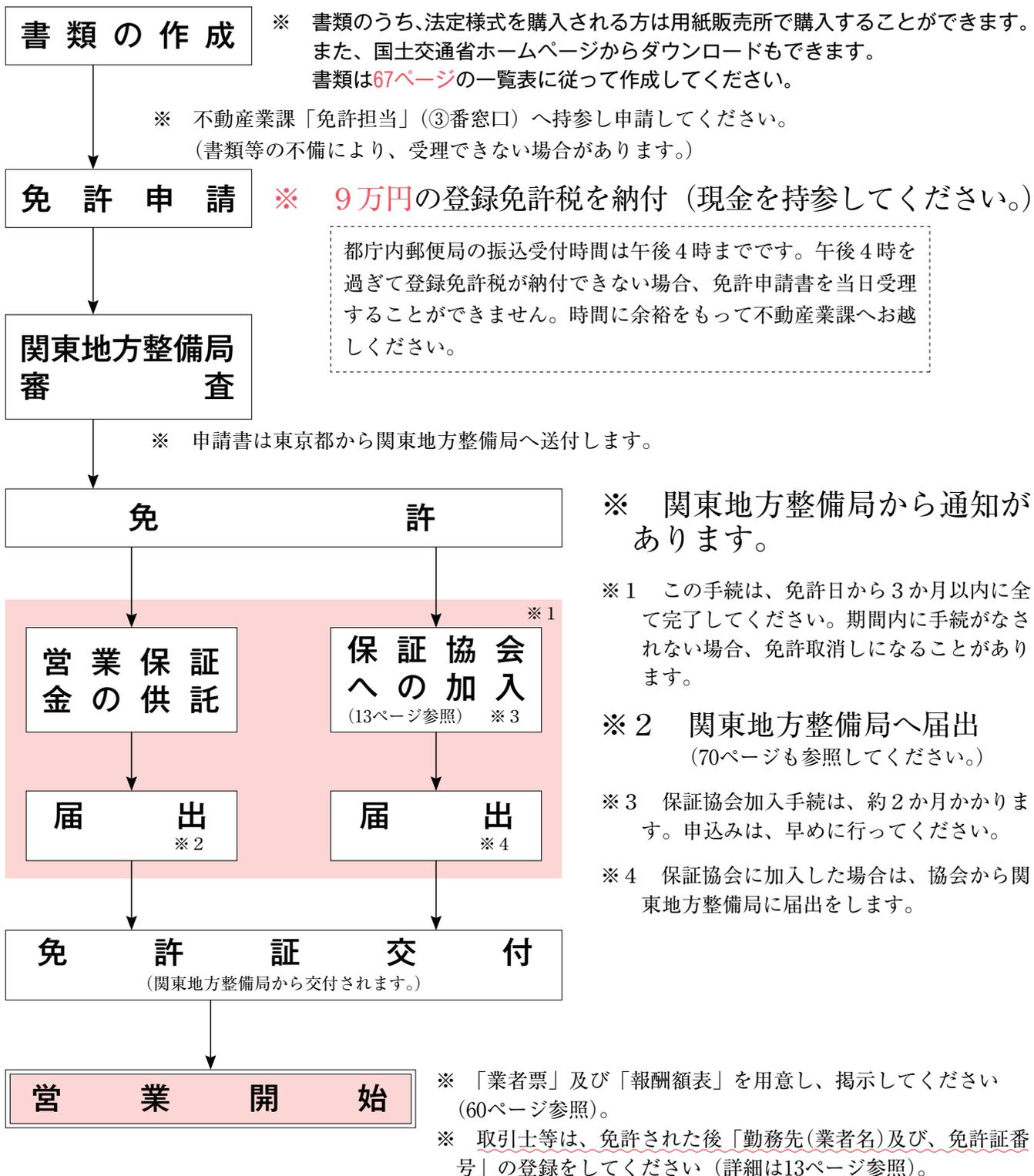
☎ 03-5320-5064（直通）

1 免許申請手続（フローチャート）

◆新規・免許換え申請の場合

不動産課免許担当（③番窓口）へ持参し申請してください。

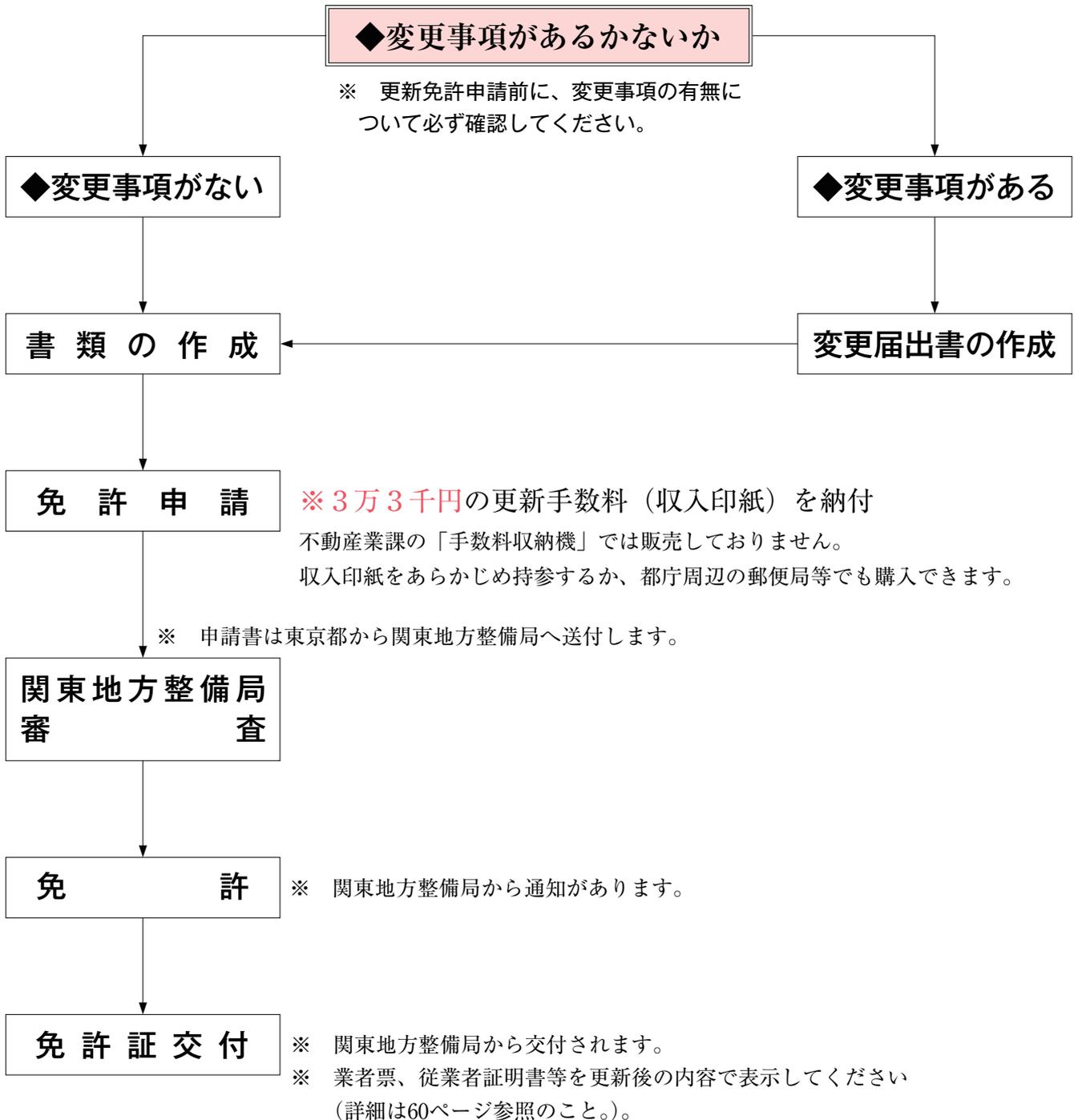
※ 更新の場合は、66ページを参照してください。



◆更新免許申請の場合

不動産課免許担当（③番窓口）へ持参し申請してください。

- 免許の有効期間満了の日の**90日前から30日前**までの間に免許更新の申請手続きをすることが必要です。
- 68ページ及び69ページの変更届出事由がある場合は、変更が生じた日から**30日以内**に変更届を提出しなければなりません。
- 事務所、代表者、役員、政令使用人、専任の取引士等に関して、必要な変更の届出等の手続きが漏れていると、更新免許申請書を受理できない場合がございますので御注意ください。



国土交通大臣免許 (新規(免許換えを含む)・更新)

③番窓口
で受付

■ 免許申請に必要な書類

書類はこの順にそろえ、左側に2つ穴を開け、ひもでとじて提出してください。

順序	書類の名称	書類の要否		説明 記入例 ページ
		法人	個人	
1	免許申請書(第一面～第五面)(様式第1号)	○	○	17～
2	宅地建物取引業経歴書『添付書類(1)』(第一面、第二面)	○	○	25～
3	誓約書『添付書類(2)』	○	○	30
4	相談役及び顧問、5%以上の株主・出資者等の名簿『添付書類(4)』(第一面、第二面)【法人申請のみ】	○	×	21
5	宅地建物取引業に従事する者の名簿『添付書類(8)』	○	○	23～
6	専任の取引士設置証明書『添付書類(3)』	○	○	23
7	身分証明書【代表取締役、取締役、監査役、代表執行役、執行役、専任の取引士、政令使用人、会計参与、相談役、顧問の全員について必要】(正本のみ1部添付)	○	○	21
8	登録されていないことの証明書【代表取締役、取締役、監査役、代表執行役、執行役、専任の取引士、政令使用人、会計参与、相談役、顧問の全員について必要】(正本のみ1部添付)	○	○	21
9	代表者の住民票(マイナンバーの記載がないもの)【個人申請のみ】	×	○	21
10	専任の取引士の「取引士証」の写し(顔写真は国土交通大臣免許には不要)(表・裏)(正本のみ1部添付)	○	○	—
11	事務所を使用する権原に関する書面『添付書類(5)』	○	○	30～
12	事務所付近の地図《案内図》(正本のみ1部添付)	○	○	32
13	事務所の写真(正本のみ1部添付) (平面図・間取図等を添付してください。)	○	○	33～
14	略歴書【代表取締役、取締役、監査役、代表執行役、執行役、専任の取引士、政令使用人、会計参与、相談役、顧問の全員について必要】『添付書類(6)』	○	○	22
15	決算書の写し(表紙、貸借対照表及び損益計算書)【法人申請のみ】 ※納税証明書と同期のもの ※新設法人は「開始貸借対照表」を作成・添付する。	○	×	28
16	資産に関する調書『添付書類(7)』【個人申請のみ】	×	○	29
17	納税証明書(税務署発行。その1)※申請直前1か年分 ※新設法人は添付不要	○	○	30
18	法人の履歴事項全部証明書【法人申請のみ】 (現在事項全部証明書では受け付けできません。)	○	×	25
19	簡易書留郵便分の切手を貼付した角2封筒(封筒の表に申請者の所在地・商号を記入) (免許証は関東地方整備局から送付)※封筒はとじないでください。	○	○	—

(注) 1 1～19の書類の他、審査の上で、別に書類の提出が必要となることがあります。

- 2 の番号の書類は「法定様式」です。様式を購入される方は用紙販売所(52ページ参照)で購入することができます。
また、国土交通省ホームページ(宅地建物取引業免許申請等様式) https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000176.htmlからダウンロードもできます。
※ 免許換えの場合は、14ページ及び15ページも参照して書類をそろえてください(供託書の写し等が必要です)。

◆ 作成する部数

- 正本1部、副本1部、申請者控え1部の合計3部(副本・控えはコピーで可)
- ※ 成年被後見人又は被保佐人に該当し、身分証明書及び登記されていないことの証明書が提出できない場合は、宅地建物取引業を適正に営む能力を有する旨を記載した医師の診断書が必要となりますので、事前に関東地方整備局 免許担当までお問合せください。

3 その他

■ 国土交通大臣免許の有効期間（3ページを参照）

■ 免許換えに伴う営業保証金の取扱い

免許換え後、現に供託している営業保証金及び弁済業務保証金分担金は、下記のとおりとなります（免許換えの申請手続については、14ページ及び15ページを参照）。

現免許権者 → 免許換え後の免許権者	営業保証金の供託	
都道府県知事 → 国土交通大臣	供託の場合 ※1	本店の所在地を管轄する供託所に追加供託
	保証協会加入の場合	弁済業務保証金分担金の追加 (保証協会へ手続を御確認ください。)
国土交通大臣 → 都道府県知事	供託の場合 ※2	廃止した従たる事務所（支店）分の取戻し手続をする。 【取戻し公告手続必要】 (取戻しの手続については、関東地方整備局へ御確認ください。)
	保証協会加入の場合	(保証協会へ手続を御確認ください。)

※1 従たる事務所の設置に伴う営業保証金については、関東地方整備局に届出をしてください。

※2 国土交通大臣免許から、東京都知事免許へ免許換えされた場合の「営業保証金供託済届出書」の提出について
免許の通知（はがき）が届きましたら、東京都知事宛「営業保証金供託済届出書」を作成し提出してください（添付書類については、36ページを参照）。

- 国土交通大臣免許の場合、下記の書類等は、直接関東地方整備局に「持参」してください。

書 類 名 等		持 参 時 に 留 意 す る こ と
国土交通大臣免許	営業保証金供託届出書	届出時に供託書の「原本」とその写しを1部必ず持参 (供託書は確認の上、その場で返却します。) 控えが必要な場合は、届出書の写しを持参
	営業保証金の保管換えをした届出書	
	営業保証金を変換した届出書	

- 国土交通大臣免許の場合、下記の書類等は、直接関東地方整備局に「郵送」してください。

書 類 名 等		郵 送 時 に 留 意 す る こ と
国土交通大臣免許	免許証書換え交付申請書	免許証原本と返信用封筒を必ず同封
	免許証再交付申請書	
	営業保証金取戻し公告済届出書	控えが必要な場合は、返信用封筒を必ず同封
	債権の申出に係る証明願	返信用封筒を必ず同封
	廃業等の場合に伴う免許証の返納	

■ 提出先

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
 さいたま新都心合同庁舎2号館
 関東地方整備局建政部建設産業第二課不動産第二係
 ☎ 048-601-3151 (内線 6657)

■ 郵送方法

郵送は、簡易書留等、配達を確認できる方法で送付してください。返信用の封筒には、送付先を記入し簡易書留郵便分の切手を必ず貼付してください。

※ 免許申請時（新規・更新・免許換え）には、免許証送付用の封筒（送付先を記入し、簡易書留郵便分の切手を貼付した角2封筒）を申請書と併せて提出してください。